- 注1「【取消用】被扶養者等申告書」と共に、取消理由に応じた確認資料を提出してください。 「取消用】被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)を併せて提出してください。

- 取消用]被扶養者等中告書(1/2)及び(2/2)を併せて提出してください。

 注2 共済組合所定の様式「取消用]被扶養者等中告書」、「事実中立書」等以外の証明資料は全てコピーを送付してください。
 注3 資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「証明書発行・事務」を無付、若しくは電子申請にて発行申請してください。
 電子申請システム入口: https://www.yuseikyosai.or.jp/entry-denshishinsei/
 注4 書書の過程において下配に示す必要書類のほかに追加資料を求めることがあります。
 注5 年額130万円(置用保険は日報3.812円、極男手当金等は日報3.612円、または月報108.334円)以上の収入がある場合は取消が必要です。
 (60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金保険の受給要件に該当する程度の障がい者である者は年額180万円、日額5,000円、月額150,000円以上)
 注6 65歳未満の長期組合員の方で配偶者(20歳以上60歳未満)を認定取消する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」も提出してください。

取消理由	取消日	確認事項	確認書類
就職 ※適動費を含む雇用条件から推計する向う1年 の収入が130万円(注5に該当する者は 180万円)以上となるパート・アルバイト (研修、見習い及び試用期間)等を含みます。	就職した日	就職日	- 次の①~⑥のいずれかの書類 ①辞令 ②雇用契約書(就職日が記入されているもの) ③雇用契件通知書(就職日が記入されているもの) ④資格情報のお知らせ(資格取得日が採用日となっているもの) ⑤資格確認書(資格取得日が採用日となっているもの) ※2024年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録をされていない 方に発行されます。 ⑥健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの) ※有効期限内のものに限り、2025年12月1日まで確認書類として 使用できます。
他の社会保険に加入	他の社会保険に加入した日	他の社会保険の資格取得日	- 次の①~⑤のいずれかの書類 ①資格情報のお知らせ ②資格確認書 ※2024年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録をされていない方に発行されます。 ③マイナポータルでの健康保険の資格情報画面を印字したもの ②健康保険証 ※有効期限内のものに限り、2025年12月1日まで確認書類として使用できます。 ⑤被保険者配解職会回答票 ※退職等により、加入した社会保険の資格を喪失している場合は年金事務所で「被保険者記録照会回答票」を取得の上、提出してください。
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日 (基本手当日額が3,612 円未満は除く)	雇用保険受給開始日	• 雇用保険受給資格者証 (全てのページ) ※第1面に基本手当日額、第3面に受給開始日が明記されていること。
収入増加	注1 取消する被扶養		ぎである場合、配偶者の取消要否を確認してください。 (「扶養替」(3)項を参照)
(1) 賃金や勤務日数など雇用条件の変更が	汪2 年金(個人年金を	:宮む)、その他の収入がある場合は下記:	書類と併せて収入額がわかる書類を提出してください。
あったとき ア 就業先から交付された「雇用条件 変更通知書」に右記確認事項が 網羅されている場合 イ 様式「給与等証明書[取消用]」に			
1 (株式・紅子寺証明書(収存用)」に 証明を受ける場合	雇用条件が変更され た日	・雇用条件変更日 ・雇用条件変更前後の収入 ・雇用条件変更前後の雇用単価 (時給、日給、月給の別) ・雇用条件変更前後の雇用時間数	- 様式「給与等距明書 取消用] ※勤務先で左記確認事項の全てについて証明を受けてください。 ※雇用条件変更以前に、年間収入が130万円 (注5に該当する者は 180万円) 以上となっていた場合は、次項 (2) (3) の※印を 参照してください。
ウ 止むを得ない事情により、上記ア 又はイの書類が提出できない場合			・次の①~②のいずれかの書類 ①給与証明書(左記確認事項について勤務先が証明したもの) ②給与明細書(総支給額が確認できるもの) ※雇用条件変更以前に、年間収入が130万円(注5に該当する者は 180万円)以上となっていた場合は、次項(2)(3)の※印を 参照してください。
(2) 繁忙等により実情として勤務時間数が増加 したことによる給与の増額	給与が増額し、年間 収入130万円(注5に 該当する者は180万	・給与が増加した時期・給与支給額	・次の①~③のいずれかの書類 ①給与証明書 ②給与明細書 ③様式「給与等証明書[取消用]」 ※年間収入130万円(注5に該当する者は180万円)以上となった
(3) 歩合制の給与のため結果的に給与が増えた	円)以上となった日	・月々の給与額 ・給与支給日	月が属する年のすべての月(1月~)と、その前年分(1月~ 12月)の給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を 受けてください。
(4) 自営業で、月々の収入(報酬)が明らかな 職種に従事しており、月々の収入が増加し たとき 【例】 販売業、不動産賃貸業、文筆業など	契約を締結することに より収入限度額以上と なることが見込まれる に至った日	・契約を結んだ日 ・契約を変更した日 ・契約金額 ・契約期間	- 次の①~②の書類すべて ①契約書(又は覚書など) ②報酬支払明報書等(月別の収入が確認できる資料)
(5) 収入の時期が一定でない職種に従事していて、前年の収入が収入限度額以上となったとき 【例】農業、漁業、飲食業等	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日 が不明。確定申告を が今に確定申告を 行った場合 はで申告を 行った場合は確 もの受付初日	・前年の収入・収入を得るための経費	・確定申告書及び収支内訳書 ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が 必要です。 ※確定申告書などの総収入から、日本郵政共済組合で定める必要経費を 差し引いた収入額で判断します。 ※日本郵政共済組合で定める必要経費は税法上とは異なります。
(6) 株の運用により収入が増加した ア 確定申告をしている場合	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日 が確定申告を行った告 が後に確定申告を 行った場合は確合申 を 行った場合は を もの受付初日	・売却額(損失を控除しない額) ・売買の状況	・確定申告書一式(収支内配書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算 明報書、確定申告書付表を含む) ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が 必要です。 ※相続した株等の処分など譲渡収入が一回限りの場合は一時金とみなし 収入に含みませんが、常態的に売買している場合は収入とみなします。 なお、株等の取得経費は必要経費として認められません。
イ 確定申告をしていない場合	売却額の総額が収入 限度額を超えた日	・口座開設日 ・売却額(損失を控除しない額) ・売買の状況	・特定口座年間取引報告書 ※収入限度額以上の収入となった年と、その前年分の収入の書類が 必要です。 ※相続した株等の処分など譲渡収入が一回限りの場合は一時金とみなし 収入に含みませんが、常態的に売買している場合は収入とみなします。 なお、株等の取得経費は必要経費として認められません。

年金(老齢・障害・遺族・企業)	注 取消する被扶養者に配偶者がおり、その配偶者も被扶養者である場合、配偶者の取消要否を確認してください。(「扶養替」(3)項を参照)				
(1) 受給開始 による収入増加	※給与や事業等、年金	は以外の収入がある場合は、すべての収 「			
	年金証書又は通知書 の発行日 (全収入の合計が被扶養	・年金額 ・受給開始日	- 次の①~③のいずれかの書類 ①年金決定通知書 ②年金証書及び初回年金額の振込通知書 ※年金受給開始日及び受給金額を確認するために必要です。 ③年金額歴史回答票 ※年金事務所で取得してください。		
(2) 増額改定による収入増加	者の収入限度額以上となることが判った日)	・改定日 ・改定前後の年金額	- 次の①~②のいずれかの書類 ①年金額改定通知書及び年金証書 ※改定前及び改定後の両方とも提出が必要です。 ②年金額歴史回答票 ※年金事務所で取得してください。		
個人年金等 (老齢・障害・遺族・企業年金以外の 年金保険金の受給開始)	年金証書又は通知書 の発行日	・受給開始日 ・年金保険金の支給額	・次の①~②のいずれかの書類 ①年金保険証書 ②初回支給分の提込通知書 ※保険の種類に関係なく、保険金を「一時金」ではなく「年金払い (一定期間 継続して支給される形式)」で受け取る場合は上記 いずれかの書類を添付してください。 ※個人年金以外の収入がある場合はすべての収入の証明が必要です。		
扶養替	注1 (3)項は、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」の改定(2023年2月1日付)により、新たに追加されたものです。 注2 夫婦の年間収入の差額が概ね1割以内の場合は、年間収入が同程度とみなし、届出により、主として生計維持する者の被扶養者とします。				
(1) 夫婦の収入が逆転したことに よる扶養替 ア 配偶者(共同扶養者)が他の健康保 険等に加入している場合 ① 配偶者の健康保険等の被扶養者とな るための手続が完了している場合	配偶者(共同扶養 者)の健康保険等の 被扶養者となった日	の差額が概ね「割以内の場合は、平面収入 配偶者 (共同扶養者) の健康保険等の 被扶養者として認定された日			
② 配偶者(共同扶養者)の健康保険等の被扶養者となるための手続中である場合	配偶者(共同扶養 者)の健康保険等の 被扶養者となれる日	・組合員及び配偶者(共同扶養者)の 収入 ・配偶者(共同扶養者)の健康保険等 の被扶養者となれる日	- 次の①〜②の書類すべて ①組合員及び配偶者 (共同扶養者) の収入を証明する資料 (直近の給与明細等) ②配偶者 (共同扶養者) の健康保険等の被扶養者となれる日付を記載 した様式「事実申立書[収入逆転による扶養替]」		
イ 組合員、配偶者(共同扶養者)とも に日本郵政共済組合員の場合	組合員と配偶者(共同扶養者)の収入が 逆転したことを確認 した日	組合員及び配偶者(共同扶養者)の 収入	- 次の①〜②の書類すべて ①組合員及び配偶者 (共同扶養者) の収入を証明する資料 (直近の給与明細等) ②扶養替する日付 (直近で収入逆転したことを確認した日) を配載 した様式「事実申立書[収入逆転による扶養替]」		
ウ 自営業者等の配偶者(共同扶養者) が国民健康保険に加入している場合	組合員と配偶者(共 同扶養者)の収入が 逆転したことを確認 した日(配偶者が確定 申告を行った日)	・組合員及び配偶者(共同扶養者)の 収入 ・配偶者(共同扶養者)が確定申告を 行った日	・次の①~③の書類すべて ①組合員の収入を証明する資料 (源泉徴収票等) ②配偶者(共同扶養者)の収入を証明する資料 (値間の確定申告書等) ③扶養替する日付(直近で収入逆転したことを確認した日)を配載 した様式「事実申立書[収入逆転による扶養替]」		
(2) 配偶者との離婚による扶養替ア 同居の場合	離婚した日の翌日	離婚日	・次の①〜②のいずれかの書類 ①離婚届受理証明書 ※調停の場合は、調停調書の写しも添付してください。 ②離婚の事実及び離婚日が記載された戸籍(除籍)謄本		
イ 別居の場合 ① 離婚前に別居し、別居後に組合員 から 被扶養者へ被扶養者の収入額 以上を送金していない場合	別居した日の翌日	別居日	・次の①又は②及び③又は④の書類 ①離婚局受理証明書 ※調停の場合は、調停調書の写しも添付してください。 ②離婚の事実及び離婚日を配載した戸籍 (除籍) 謄本 ③住民票 (取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー、本籍の記載がないものを提出してください。 ④住民票除票 (別居した日が分かるもの)		
② 離婚前に別居し、別居後に組合員から 被扶養者へ被扶養者の収入額以上を 送金し、被扶養者との生計維持関係 が認められる場合	離婚した日の翌日又 は送金を停止した日	・離婚日 ・離婚した日以前からの別居の状況 ・被扶養者の生計維持状況	・次の①又は②及び③又は④並びに⑤及び⑥の書類 ①離婚周受理証明書 ※調停の場合は、調停調書の写しも添付してください。 ②離婚の事実及び離婚日を記載した戸籍(除籍) 腰本 ③住民票(取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー、本籍の記載がないものを提出してください。 ④住民票除票(別居した日が分かるもの) ⑤生計維持状況を記載した様式「事実申立書」 ⑥別居した日以降の送金の事実がわかる通帳等 (現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は 認められません)		
(3) 被扶養者及び被扶養者の配偶者(夫婦相互 扶助者)の夫婦合真での年間収入が増加 したことによる扶養替 - 夫婦がともに、60歳未満の者である場合 又は概む厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者でない者 → 合計260万円未満(130万円×2人) - 夫婦のいずれかが、60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である者の年間収入 - 合計310万円未満(130万円+180万円) - 夫婦がとも、60歳以上の者である場合 又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当る程度の障害者である者の年間収入 → 合計360万円未満(180万円×2人)	夫婦合算での年間収 入が増加したことを確 認した日	被扶養者及び被扶養者の配偶者 (夫婦相互扶助者) の収入	・次の①~②の書類すべて ①被挟養者及び被扶養者の配偶者の収入を証明する資料 (「収入増加」、若しくは「年金」の各項に応じた書類) ②夫婦合算での収入が増加したことにより扶養関係を解消する 享由・日付を配載した様式「事実申立書」		
離婚	離婚した日の翌日	離婚日	・次の①~②のいずれかの書類 ①離婚届受理証明書 ※調停の場合は、調停調書の写しも添付してください。 ②離婚の事実及び離婚日を記載した戸籍(除籍)謄本		
養子縁組の解消	養子縁組を解消した 日の翌日	・養子縁組を解消した事実 ・養子縁組を解消した日	- 養子縁組を解消した事実及び解消日が記載されている戸籍謄本 又は除籍謄本		

・次の①~②のいずれかの書類					
別居	別居した日の翌日	別居日	①住民票 (取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー、本籍の記載がないものを提出してください。 ②住民票除票 (別居した日がわかるもの)		
結婚	被扶養者が 結婚した日	婚姻日	- 次の①~②のいずれかの書類 ①婚姻周受理証明書 ②婚姻の事実及び婚姻日が記載された戸籍(除籍)謄本		
国内居住要件非該当					
(1) 日本国籍を有しており、 住民票が日本にない場合 (2) 日本国籍を有しており、 住民票が日本にある場合	国外へ転出した日の翌日	・日本国内に居住していない事実 ・就労を目的として渡航している事実	住民悪陰栗(国外へ転出した日がわかるもの) 次の①~②のいずれかの書類 ①飲労ビザ ※翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。 ②飲労を目的として渡航していること等を記載した様式「事実申立書」 ※ビザが発行されない国に渡航している場合に提出してください。 淀航の事実が確認できる書類(パスポート、出入国記録等)		
(3) 日本国籍を有しておらず、			・次の①〜②のいずれかの書類 ①就労ビザ ※翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。 ②就労を目的として渡航していること等を配載した様式「事実申立書」 ※ビザが発行されない国に渡航している場合に提出してください。		
日本の住民票がなくなった場合		日本国内に居住しなくなった事実	• 住民票除票 (国外へ転出した日がわかるもの)		
自立	注 (2)項イ及び(4)項	は、「日本郵政共済組合被扶養者認定基	準」の改定(2023年2月1日付)により、新たに追加されたものです。		
(1) 同居の場合		前年及び届出日の直近までの収入	・次の①~②の書類すべて ①所得証明書及び様式「給与等証明書[取消用]」 (取り消す被扶養者の収入が確認できるもの) ②扶養関係を解消する事由・日付を配載した様式「事実申立書」		
(2) 別居の場合 ア 送金を停止した場合 イ 被扶養者の収入以上の送金を 行わなくなった場合	生計維持関係が解消された日	・前年及び届出日の直近までの収入 ・別居日から送金停止までの送金	・次の①又は②及び③~⑤の書類すべて ①住民票(取消対象者の転入日が分かるもの) ※マイナンバー、本籍の記載がないものを提出してください。 ②住民票除票(別居した日がわかるもの) ③所得証明書及び様式「給与等証明書[取消用]」 (取り消す被扶養者の収入が確認できるもの) ④扶養関係を解消する事由・日付を配載した様式「事実申立書」 ⑤別居した日からの送金の事実がわかる通帳等 (現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は認められません)		
(3) 留学のため海外へ移転し、生計維持がない 場合	生計維持関係が解消された日	・前年及び届出日の直近までの収入 ・別居日から送金停止までの送金 ・留学と同時に生計維持関係が解消 された場合は留学した日のわかる 書類(和訳したもの)	・次の①~③の書類すべて ①所得証明書及び様式「給与等証明書[取消用]」 (取り消す被扶養者の収入が確認できるもの) ②扶養関係を解消する事由・日付を配載した様式「事実申立書」 ③別居した日からの送金の事実がわかる通帳等 (現金の手渡し及び口座からの引き出し等による生計維持は 認められません)		
(4) 被扶養者の収入が組合員の収入の 1/2以上となった、又は、組合員 が世帯の生計維持の中心的役割を 果たさなくなった場合 ※ 組合員と被扶養者が同一世帯に 属している場合に限る (同一世帯に属していない場合、 (2)項イを参照)	被扶養者の収入が 組合員の収入の 1 / 2 以上となった日	被扶養者の収入	- 次の①~③の書類すべて ①組合員の収入を証明する資料 (直近の悪泉散収異等) ②被扶養者及び被扶養者の配偶者の収入を証明する資料 (「収入増加」、若しくは「年金」の各項に応じた書類) ③扶養関係を解消する事由・日付を配載した様式「事実申立書」		
開業 (1)					
開業と同時に限度額以上の収入が見込まれる場合	開業した日	開業した日	• 開 業届		
(2) 開業届提出日以降期間を置いて収入が発生 した場合	開店(開設)した日	・開店(開設) した日 ・収入額	- 開店日が明記された広告(チラシ)、契約書等		
(3) 開業後、収入に変動がある場合	確定申告を行った日 ※確定申告を行った日 が不明、確定申告締 切後に確定申告を 行った場合は確定申 告の受付初日	・前年の収入 ・収入を得るための経費	- 直近の確定申告書及び収支内訳書 ※確定申告書などの総収入から、日本郵政共済組合で定める必要経費を 差し引いた収入額で判断します。 ※日本郵政共済組合で定める必要経費は税法上とは異なります。		
被扶養者が後期高齢者医療制度加入	後期高齢者医療制度	・同居、別居の別 ・別居の場合は被扶養者の現住所	- 後期高齢者医療受給者証 ※被扶養者が満75歳の場合は資料の添付は不要です。		
組合員が後期高齢者医療制度加入 (被扶養者がいる場合のみ)	への加入日	組合員が後期高齢者医療制度へ加入した日	- 役期高齢者医療受給者証 ※組合員が満75歳の場合は資料の添付は不要です。		
死亡	死亡した日の翌日	死亡日	・次の①〜④のいずれかの書類 ①死亡診断書 ②死体検案書 ③埋火葬計可証 ④死亡日が記載された戸籍(除籍)謄本		
大学院の研究奨励金の受給	支給期間の初日	・大学院の研究員への採用日 ・研究奨励金の受給開始日	・次の①~②の書類すべて ①採用通知書 ②研究奨励金の支給日が分かる資料		
司法修習生に採用	修習専念資金の受給 開始日	・司法修習生への任用日 ・修習専念資金の交付日	- 次の①~②の書類すべて ①辞令 ②修習専念資金の交付日がわかる資料		
遺産相続により恒常的に収入が発生する場合(不動産収入の発生等)					
(4)					
(1) 遺産分割協議書が作成された後に振込を受けたとき	遺産分割協議書の作 成日	- 遺産分割協議書の作成日 - 収入額	 ・次の①~②の書類すべて ①遺産分割協議書 ②収入額の明細が分かる資料(不動産の変更契約書等) 		
遺産分割協議書が作成された後に振込を受		- 遺産分割協議書の作成日 - 収入額 - 振込日 - 収入額	①遺産分割協議書		
遺産分割協議書が作成された後に振込を受けたとき (2) 遺産分割協議書作成前に振込を受けたとき	振込を受けた日	・振込日	①遺産分割協議書 ②収入額の明細が分かる資料 (不動産の変更契約書等) ・振込日及び収入額の分かる通知書		